

急増する県内ワイナリー（山梨県との比較）

（地域知財活性化行動計画）に基づく「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」達成のために / 第3稿）

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

（1）本稿の目的

長野県は、山梨県に続くワインの生産が盛んな県であると共に、近年、急激にワイナリー数を増やしています。そこで、ワイナリー数の状況や、顧客にとって購入時等の選択の判断となるワイン名称等の商標登録の状況を、日本全体の三分の一のワイナリーが存在する日本一の産地の山梨県と比較してお知らせし、長野県の知的財産権の認識形成と啓発に貢献することを目的とします。



（スーパーのワイン販売棚）

（2）信州ワインバレーについて

良質なワイン用ぶどうが育つ土地を「バレー」と呼びます。長野県のワイン用ぶどう産地を「信州ワインバレー」と云い、さらに次の4つの集積地にくくっています。

「桔梗ヶ原ワインバレー」、「日本アルプスワインバレー」、「天竜川ワインバレー」、「千曲川ワインバレー」であり、各自治体でワイン作りを振興しています。

（3）ワイン特区について

酒税法では、免許を受けた後、1年間に製造する量が決められています。清酒60kl、果実酒6klであり、製造量が3年間下回ると免許が取消しになります。ところが、国税局から特区に認定されると、該当地区では製造量が3分の1でも免許の維持ができるようになり、現在、以下10特区が認定されています。

「信州・高山ワイン特区」（高山村）、「信州山形ワイン特区」（山形村）、「桔梗ヶ原ワインバレー特区」（塩尻市）、「千曲川ワインバレー（東地区）特区」（上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町）、「南信州松川町りんごワイン・シードル特区」（松川町）、「下條村果実酒特区」（下條村）、「南信州飯田果実酒特区」（飯田市）、「北アルプス・安曇野ワインバレー特区」（大町市、安曇野市、池田町）、「信州伊那ワイン・シードル特区」（伊那市）、「飯綱ワイン・シードル特区」（飯綱町）

ちなみに、山梨県では、「北杜市地域活性化ワイン特区」（北杜市）、「武田の里にらさきワイン特区」（韮崎市）の2特区が認定されました。

2. ワイナリー設立状況

（1）地域毎のワイナリー数

インターネットその他印刷物で公開された情報に基づいてワイナリーの名称、住所、醸造開始年等を調査しました。この結果、長野県には、43場、山梨県に

は84場が存在していることがわかりました。

【表1】ワインバレー、自治体ごとの場数

長野県	
ワインバレー名称	ワイナリー場数
桔梗ヶ原	13
日本アルプス	6
天竜川	3
千曲川（東地区）	11
千曲川（東地区以外）	10

山梨県	
自治体名称	ワイナリー場数
甲府市	4
韮崎市	4
甲斐市	3
北杜市	2
市川三郷町	1
南アルプス市	1
山梨市	10
甲州市	35
笛吹市	15
大月市	1
（未確認）	8

（2）設立（免許付与）時期

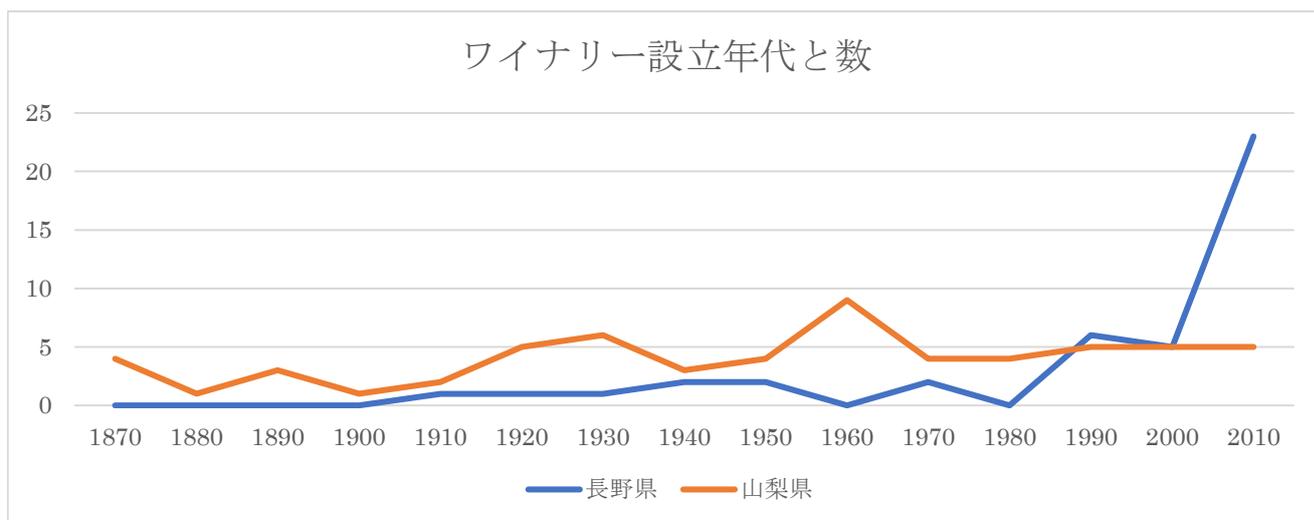
前項で抽出した設立年代毎の場数をまとめると、長野県では、1990年以降増加しています。さらに2010年代に急激に増加し、現在も継続しています。

一方、山梨県では、150年も前から設立されており、以後も毎年数場ずつ設立されています。

【表2】年代別（10年毎）の場数（表）

（設立年代）	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010
長野県	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	2	0	6	5	23
山梨県	4	1	3	1	2	5	6	3	4	9	4	4	5	5	5

【表 3 (グラフ)】年代別 (10 年毎) の設立場数



3. 商標登録状況

各ワイナリーの商標登録 (または出願) の有無や件数を調べました (J-PlatPat)。この結果、山梨県の方が数字的に上回るものの、大きな差は認められないことが確認されました。

【表 4】長野県内ワイナリーの商標登録状況

	桔梗ヶ原	日本アルプス	千曲川	天竜川	合計
ワイナリー数	13	6	21	3	43
商標保有場数	6	3	7	2	18
					42%

【表 5】長野県、山梨県の商標登録状況比較 (確認できたワイナリー)

	長野県	山梨県
ワイナリー数	43	76
商標保有場数	18	35
比率	42%	46%

【表 6】2010年以降設立ワイナリーの商標登録状況 (確認できたワイナリー)

	長野県	山梨県
ワイナリー数	23	5
商標保有場数	4	1
比率	17%	20%

4. 課題と考察

(1) ワイナリーの商標保有状況について

山梨県と長野県を比較した場合、前項に記したように、数字的には大きな差は認められません。しかし、山梨県のワイナリーは、約8割が30年以上前からワインを醸造しており、商標又はブランド保護の意識が薄かった (商標登録制度が知られていなかった) 時代のものであると共に、長期の使用で関係者にブランドが広く認

識されるようになっていくことが推定されます。対する長野県の場合は、約9割が30年以内、8割以上が最近の数年内に設立されています。単純に数字では表せない差があるものと思われます。

(2) 自治体や団体の商標登録

ワインに関する商標登録状況を確認しました。

【表6】自治体や団体の商標登録

長野県	山梨県	
確認できませんでした。	山梨県	5件（ワインコンクール等）
	甲州市	7件（ぶどう等の図）
	山梨県ワイン酒造組合	1件（組合のマーク）
	（一社）ワインツーリズム	1件（ワインツーリズムの図）

ブランドは、個々のワイナリーが作る場合と、地域全体でブランド作りを行う場合があります。長野県の場合は、特区を利用した小規模のワイナリーが多数設立されており、時間的にも、金銭的にも余裕があるとは思えない場合が見られます。自治体を中心にした、地域全体を統合したブランド作りも振興手段の一つと考えられます。

5. 終わりに

ワインは、インターネットを使用した通信販売も行われています。通販サイトの管理者は、商標や著作権等に関するマイナス情報があった場合に、トラブルへの関与を避けるため、内容の確認や調整を充分に行わずに直ぐに取引を停止するケースが発生しています。これらを防ぐためにも、ワイナリーや商品名称の商標登録、または、場合によっては意匠権による登録を早めに行うことをお勧めします。

以上、知的財産面からの検討に基づく考察を申し上げます。今後の参考になれば幸いです

以上

（原稿作成 2019年1月）